

○荊田町心身障害者機能訓練等事業運営規程

(平成 16 年 3 月 25 日告示第 16 号)

改正 平成 18 年 3 月 24 日告示第 29 号 平成 18 年 12 月 13 日告示第 104 号  
平成 24 年 3 月 21 日告示第 29 号 平成 27 年 12 月 25 日告示第 109 号  
平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号

(目的)

第 1 条 この告示は、在宅の心身に障害のある者又は心身の発達に遅れがあると認められる者(以下「心身障害者」という。)に対し、通所の方法で日常生活訓練等を行うことによって、心身障害者の自立助長及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第 2 条 この事業の実施主体は、荊田町とする。ただし、運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人等(以下「活動法人等」という。)に委託するものとする。

2 町長は、前項の規定により事業を委託する場合、毎年度事業実施に係る委託契約を締結するとともに、その運営に要する経費を予算の範囲内で委託料として支払うものとする。

(実施場所)

第 3 条 この事業の実施場所は、荊田町幸町 6 番地 91 荊田町総合保健福祉センター(以下「施設」という。)とする。

(事業内容等)

第 4 条 この事業の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「機能訓練等」という。)を行う。

- (1) 心身障害者の心身発達のための基本的な生活訓練及び集団訓練に関すること。
- (2) 心身障害者の心理的側面からの必要な指導及び助言に関すること。
- (3) 心身障害者の言語障害の発語技能及び訓練に関すること。
- (4) 心身障害者の保護者に対する療育上の指導及び助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、心身障害者の福祉の増進を図るため、町長が必要と認めること。

(利用回数等)

第5条 この事業の利用回数，利用時間及び機能訓練等の内容は，心身障害者の心身の状況等を十分勘案して決定するものとする。

(利用対象者)

第6条 この事業の利用対象者は，町内に居住する心身障害者で，機能訓練等を利用することが必要と町長が認めた者とする。なお，この場合，身体障害者手帳又は療育手帳の取得の有無は問わないものとする。

2 町長は，次の各号の一に該当するときは，利用を許可しないことができるものとする。

- (1) 設備その他の事情により対応できないとき。
- (2) 心身障害者が感染性疾患を有するとき。
- (3) 心身障害者が身体虚弱のため機能訓練等に耐えられないとき。
- (4) その他町長が施設の管理上不適當と認めたとき。

(利用手続き等)

第7条 機能訓練等の利用を希望する心身障害者(以下「申請者」という。)は，心身障害者機能訓練等事業利用(更新)申請書(様式第1号。以下「利用(更新)申請書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は，前項の申請があった場合は，速やかに通所の要否等を決定し，心身障害者機能訓練等事業利用(更新)決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用の更新)

第8条 機能訓練等を利用している心身障害者は，次年度も通所を希望するときは，毎年3月1日から同月31日までの間に，利用(更新)申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は，前項の申請があった場合は，前条第2項の規定に準じて速やかに更新の手続きを行うものとする。

(休館日)

第9条 施設の休館日は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 町長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(開館時間)

第 10 条 施設の開館時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(利用者負担額)

第 11 条 この事業に係る利用者負担額は、1 回につき 528 円とする。ただし、生活保護受給者及び町民税非課税世帯に属する者にあつては免除とする。

2 前項の規定による利用者負担額は、直接活動法人等に支払うものとする。

(委任)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(苅田町心身障害児通園事業実施要綱の廃止)

2 苅田町心身障害児通園事業実施要綱(平成 9 年苅田町告示第 9 号)は廃止する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日告示第 29 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 13 日告示第 104 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日告示第 29 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日告示第 109 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条, 第 8 条関係)

心身障害者機能訓練等事業利用(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条, 第 8 条関係)

心身障害者機能訓練等事業利用(更新)決定・却下通知書

[別紙参照]